



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *77 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課)
- 告示
 - 1222 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
 - 1223 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課)
 - 1224 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")
 - 1225 救急診療所の認定 (医務課)
 - 1226 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
 - 1227 公共測量の実施 (技術調査課)
 - 1228 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 教育委員会告示
 - 9 平成22年度和歌山県立高等学校生徒の募集定員
- 公告
 - 平成21年度職業訓練指導員試験の合格者 (労働政策課)
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 正誤
 - 平成21年3月31日付け和歌山県報号外(6)和歌山県規則第27号中

規 則

和歌山県規則第77号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1章の章名、第2条及び第2章の章名を削る。

第3条中「別記第1号様式の老人居宅生活支援事業開始届」を「老人居宅生活支援事業開始届出書(別記第1号様式)」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「施行規則第1条の8」を「法第14条の2」に、「別記第2号様式の老人居宅支援事業変更届」を「老人居宅支援事業変更届出書(別記第2号様式)」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第14条の2」を「第14条の3」に、「別記第3号様式の老人居宅生活支援事業廃止(休止)届」を「老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書(別記第3号様式)」に改め、同条を第4条とする。

「第3章 老人福祉施設」を削る。

第6条中「別記第4号様式の老人デイサービスセンター等設置届」を「老人デイサービスセンター等設置届出書(別記第4号様式)」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「施行規則第3条の2」を「法第15条の2第1項」に、「別記第5号様式の老人デイサービスセンター等事業変更届」を「老人デイサービスセンター等変更届出書(別記第5号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別記第6号様式の老人デイサービスセンター等廃止(休止)届」を「老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書(別記第6号様式)」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「(養護老人ホーム設置届等)」に改め、同条第1項中「別記第7号様式の老人ホーム設置届」を「養護老人ホーム設置届出書(別記第7号様式)又は特別養護老人ホーム設置届出書(別記第8号様式)」に改め、同条第2項中「別記第8号様式の老人ホーム設置認可申請書」を「養護老人ホーム設置認可申請書(別記第9号様式)又は特別養護老人ホーム設置認可申請書(別記第10号様式)」に改め、同条を第8条とする。

第10条を削る。

第11条の見出しを「(養護老人ホーム変更届等)」に改め、同条第1項中「施行規則第4条第1項、第3項又は第4項」を「法第15条の2第2項」に、「別記第10号様式の老人ホーム事業変更届」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)変更届出書(別記第11号様式)」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とする。

第12条の見出しを「(養護老人ホーム廃止届等)」に改め、同条第1項中「施行規則第4条の3」を「法第16条第2項」に、「別記第12号様式の老人ホーム廃止(休止)届」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止・入所定員減少・入所定員増加)届出書(別記第12号様式)」に改め、同条第2項中「の規定による申請」を「に規定する申請書」に、「別記第13号様式の老人ホーム廃止(休止)認可申請書」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止・入所定員減少・入所定員増加)認可申請書(別記第13号様式)」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条第1項中「社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「事業法」という。）第57条第1項」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「福祉法」という。）第62条第1項」に、「別記第15号様式の軽費老人ホーム設置届」を「軽費老人ホーム設置届出書（別記第14号様式）」に改め、同条第2項中「事業法第57条第2項の規定による申請」を「福祉法第62条第3項に規定する申請書」に、「別記第16号様式の軽費老人ホーム設置許可申請書」を「軽費老人ホーム設置許可申請書（別記第15号様式）」に改め、同条を第11条とする。

第15条第1項中「事業法第58条第1項」を「福祉法第63条第1項」に、「別記第17号様式の軽費老人ホーム事業変更届」を「軽費老人ホーム事業変更届出書（別記第16号様式）」に改め、同条第2項中「事業法第58条第2項の規定による申請」を「福祉法第63条第2項の許可の申請」に、「別記第18号様式の軽費老人ホーム変更許可申請書」を「軽費老人ホーム事業変更許可申請書（別記第17号様式）」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「事業法第59条」を「福祉法第64条」に、「別記第19号様式の軽費老人ホーム廃止届」を「軽費老人ホーム事業廃止届出書（別記第18号様式）」に改め、同条を第13条とする。

第17条中「事業法第64条第1項」を「福祉法第69条第1項」に、「別記第20号様式の老人福祉センター事業開始届」を「老人福祉センター事業開始届出書（別記第19号様式）」に改め、同条第2項中「事業法第64条第2項」を「福祉法第69条第2項」に、「別記第21号様式の老人福祉センター事業変更届又は別記第22号様式の老人福祉センター廃止届」を「老人福祉センター事業変更届出書（別記第20号様式）又は老人福祉センター事業廃止届出書（別記第21号様式）」に改め、同条を第14条とする。

第18条及び第4章の章名を削る。

第19条第1項中「別記第23号様式の有料老人ホーム設置届」を「有料老人ホーム設置届出書（別記第22号様式）」に改め、同条第2項中「別記第24号様式の有料老人ホーム事業変更届又は別記第25号様式の有料老人ホーム廃止（休止）届」を「有料老人ホーム事業変更届出書（別記第23号様式）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム休止（廃止）届出書（別記第24号様式）によらなければならない。

第19条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（措置結果報告書）

第16条 法第18条の2第1項若しくは第29条第9項若しくは福祉法第71条の規定により必要な措置を採るべきことを命ぜられた者又は法第19条第1項の規定により施設の設備若しくは運営の改善を命ぜられた者は、その命令により採

った措置について、措置結果報告書（別記第25号様式）により、その処分を受けた日から30日以内に知事に報告しなければならない。

別記第1号様式から別記第25号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所〔法人にあっては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人居宅生活支援事業開始届出書

老人居宅生活支援事業を行いたいので、老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 7 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 種類
 - (3) 所在地
 - (4) 入所定員、登録定員又は入居定員
- 8 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 9 提出書類
収支予算書及び事業計画書

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人居宅生活支援事業変更届出書

老人居宅生活支援事業について、次のとおり変更があつたので、老人福祉法第14条の2の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

- 4 変更年月日

年 月 日

- 5 変更を生じた理由
- 6 変更後の事業計画への影響等

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人居宅生活支援事業廃止 (休止) 届出書

老人居宅生活支援事業を廃止 (休止) したいので、老人福祉法第14条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 廃止 (休止) しようとする年月日
- 4 廃止 (休止) の理由
- 5 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 6 休止の予定期間

年 月 日

年 月 日から 年 月 日まで

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日住所〔法人にあっては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人デイサービスセンター等設置届出書

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設、老人介護支援センター）を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 6 老人短期入所施設の場合にあつては、入所定員
- 7 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 8 提出書類
 - (1) 設置者が市町村の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 当該市町村の区域外に施設を設置する場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (2) 設置者が国、都道府県及び市町村以外の者の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 定款その他の基本約款

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人デイサービスセンター等変更届出書

老人デイサービスセンター (老人短期入所施設、老人介護支援センター) について、次のとおり変更があつたので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により、届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 変更の内容
変更事項
変更前
変更後
- 3 変更を生じた年月日
年 月 日
- 4 変更を生じた理由
- 5 変更後の事業への影響等

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人デイサービスセンター等廃止 (休止) 届出書

老人デイサービスセンター (老人短期入所施設、老人介護支援センター) を廃止 (休止) したいので、老人福祉法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 廃止 (休止) しようとする年月日
年 月 日
- 3 休止の予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 廃止 (休止) の理由
- 5 現に便宜若しくは援助を受け、又は入所している者に対する措置

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

和歌山県知事 様

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

養護老人ホーム設置届出書

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員
- 6 職員の定数及び職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 9 地方独立行政法人が設置する場合にあつては、資産の状況を記載した書類
- 10 提出書類
 - (1) 設置者が市町村の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (2) 設置者が地方独立行政法人の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 定款その他の基本約款
 - ウ 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 号 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

特別養護老人ホーム設置届出書

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 5 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 6 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 7 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 8 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 9 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 10 地方独立行政法人が設置する場合にあつては、資産の状況を記載した書類
- 11 提出書類
 - (1) 設置者が市町村の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (2) 設置者が地方独立行政法人の場合
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 定款その他の基本約款
 - ウ 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

別記第 9 号様式 (第 8 条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

養護老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第4項の規定により、養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員
- 6 職員の定数及び職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 9 資産の状況を記載した書類
- 10 提出書類
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 定款その他の基本約款
 - (3) 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

別記第10号様式 (第 8 条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

特別養護老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第 4 項の規定により、特別養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 5 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 6 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 7 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 8 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 9 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 10 資産の状況を記載した書類
- 11 提出書類
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 定款その他の基本約款
 - (3) 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

別記第11号様式 (第 9 条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) 変更届出書

養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) について、次のとおり変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により、届け出ます。

1 施設の名称、種類及び所在地

2 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

3 変更予定年月日

年 月 日

4 変更しようとする理由

5 変更後の事業への影響等

別記第12号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) 廃止 (休止・
入所定員減少・入所定員増加) 届出書

養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) について、廃止 (休止・入所定員を減少・入所定員を増加) したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 廃止 (休止・入所定員を減少・入所定員を増加) しようとする年月日
- 3 廃止 (休止・入所定員を減少・入所定員を増加) する理由
- 4 現に入所している者に対する措置 (入所定員を増加しようとする場合を除く。)
- 5 休止の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 6 増加後 (減少後) の入所定員

別記第13号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) 廃止 (休止・
入所定員減少・入所定員増加) 認可申請書

老人福祉法第16条第3項の規定により、養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) の廃止 (休止・
入所定員の減少・入所定員の増加) について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 入所定員を増加しようとする年月日
- 3 廃止 (休止・入所定員を減少・入所定員を増加) する理由
- 4 現に入所している者に対する措置 (入所定員を増加しようとする場合を除く。)
- 5 休止の予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 増加後 (減少後) の入所定員

別記第14号様式 (第11条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

軽費老人ホーム設置届出書

施設を設置し、軽費老人ホームを経営する事業を開始したいので、社会福祉法第62条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 設置者の氏名又は名称、経歴及び資産状況並びに主たる事務所の所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

別記第15号様式（第11条関係）

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

軽費老人ホーム設置許可申請書

社会福祉施設を設置して、軽費老人ホームを経営する事業を開始したいので、社会福祉法第62条第2項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 設置者の氏名又は名称、経歴及び資産状況並びに主たる事務所の所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 8 当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法
- 9 施設の管理者の資産状況
- 10 建物その他の設備の使用の権限
- 11 経理の方針
- 12 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- 13 提出書類
 - (1) 厚生労働大臣が定める施設の最低基準に適合することを証する書類
 - (2) 社会福祉法第62条第4項各号の基準に適合することを明らかにする書類

別記第16号様式 (第12条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

軽費老人ホーム事業変更届出書

軽費老人ホームを經營する事業について、次のとおり変更したので、社会福祉法第63条第1項の規定により届け出ます。

1 施設の名称、種類及び所在地

2 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更を生じた理由

5 変更後の事業への影響等

別記第17号様式 (第12条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

軽費老人ホーム事業変更許可申請書

軽費老人ホームを経営する事業について、次のとおり変更したいので、社会福祉法第63条第2項の規定により変更の許可を申請します。

1 施設の名称、種類及び所在地

2 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

3 変更予定年月日

年 月 日

4 変更を生じる理由

5 変更後の事業への影響等

別記第18号様式 (第13条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

軽費老人ホーム事業廃止届出書

軽費老人ホームを経営する事業を廃止したいので、社会福祉法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 廃止しようとする年月日
年 月 日
- 3 廃止の理由
- 4 現に福祉サービスの提供を受けている者に対する措置

別記第19号様式 (第14条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人福祉センター事業開始届出書

老人福祉センターを経営する事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 事業の種類及び内容
- 4 条例、定款その他の基本約款
- 5 事業開始年月日

年 月 日

別記第20号様式 (第14条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人福祉センター事業変更届出書

老人福祉センターを経営する事業について、次のとおり変更を生じたので、社会福祉法第69条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称、種類及び所在地

2 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更を生じた理由

5 変更後の事業への影響等

別記第21号様式 (第14条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

老人福祉センター事業廃止届出書

老人福祉センターを経営する事業を廃止したので、社会福祉法第69条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 廃止した年月日
年 月 日
- 3 廃止の理由
- 4 廃止の際に福祉サービスの提供を受けていた者に対して採った措置

別記第22号様式 (第15条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日住所〔法人にあっては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

有料老人ホーム設置届出書

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される介護等の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入居定員及び居室数
- 12 市場調査等による入居者の見込み
- 13 職員の配置の計画
- 14 前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 15 入居契約の解除に係る返還金に関する定め
 - (1) 定めの内容
 - (2) 返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 16 損害賠償額の予定 (違約金を含む。) に関する定めの内容
- 17 医療施設との連携の内容
- 18 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 19 長期の収支計画
- 20 入居契約書
- 21 施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

別記第23号様式 (第15条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

有料老人ホーム事業変更届出書

有料老人ホームの事業について、次のとおり変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称、種類及び所在地

2 変更の内容

変更事項

変更前

変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更を生じた理由 (変更後の事業への影響等)

別記第24号様式 (第15条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

有料老人ホーム休止 (廃止) 届出書

有料老人ホームを休止 (廃止) したいので、老人福祉法第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
年 月 日
- 3 休止 (廃止) の理由
- 4 休止 (廃止) の際に入所していた者に対して採った対応
- 5 休止の予定期間
年 月 日から 年 月 日まで

別記第25号様式 (第16条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印

措置結果報告書

老人福祉法第18条の2第1項 (第19条第1項、第29条第9項) 又は社会福祉法第71条の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により命じられた事項について、必要な措置を採ったので、老人福祉法施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

命令の内容	命令により措置した事項

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- この規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1222号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年12月28日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日
平成21年10月28日
- 名称
特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら
- 代表者の氏名
武石正博
- 主たる事務所の所在地
有田郡湯浅町吉川129番地6
- 従たる事務所の所在地
有田市宮原町須谷322番地1・有田市立須谷教育集会所内
- 定款に記載された目的
この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1223号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所

平成22年2月14日(日)

那智勝浦町体育文化会館
(東牟婁郡那智勝浦町天満441)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第1224号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習(第2型講習)を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 受付期間及びレポート提出締切年月日
(1) 受付期間 平成21年12月18日から平成22年1月8日まで
(2) レポート提出締切年月日 平成22年3月12日
- 受講料
クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第1225号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 みのりクリニック
- 所在地 有田郡有田川町吉原908番地
- 有効期限 平成24年11月12日

和歌山県告示第1226号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワパピリオンシティ田辺店
和歌山県田辺市稲成町新江原3165
- 意見の概要
駐車場の削減により来店客車両の路上駐車が発生しないよう、駐車場の適正利用に努めてください。
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレ

コムビル1F)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成21年11月13日から同年12月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1227号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき日高川町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（日高川町管内図（レベル5000）作成作業）
- 2 作業期間 平成21年10月31日から平成22年3月27日まで
- 3 作業地域 日高川町全域

和歌山県告示第1228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3058	海南市日方字新濱1519番18の一部、1519番21の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 東不動産販売株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 21.11.4	6.00	50.08

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第9号

平成22年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成21年11月13日

和歌山県教育委員会委員長 宮永健史

- 1 全日制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。
- 2 定時制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。
- 3 通信制の課程
和歌山県立紀の川高等学校及び和歌山県立陵雲高等学校

の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成22年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1(第1項関係)
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	3	120
	※1 普通科(県立中)	2	80
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	システム化学科	1	40
伊都	普通科	4	160
紀北農芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠田	普通科	3	120
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那賀	普通科	8	320
	国際科	2	80
貴志川	普通科	5	200
	人間科学科	1	40
和歌山西	普通科	4	160
和歌山北	普通科	7	280
	体育科	2	80
和歌山	総合学科	6	240
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
	文化科学科	1	40
桐蔭	普通科	3	120
	※1 普通科(県立中)	2	80
	数理科学科	2	80
和歌山東	普通科	6	240
星林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
	創造技術科	1	40
和歌山商業	ビジネス創造科	9	360

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	普通科(海南校舎)	4	160
	教養理学科(海南校舎)	1	40
	普通科(大成校舎)	2	80
※2 大成(美里分校)	普通科	1	40
箕島	普通科(普通)	3	120
	普通科(スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有田中央(清水分校)	総合学科	4	160
耐久	普通科	6	240
日高	普通科	5	200
	総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀央館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
	服飾デザイン科	1	40
(龍神分校)	普通科	1	40
田辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	2	80
	情報システム科	1	40
神島	普通科	4	160
	経営科学科	4	160
熊野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串本古座	普通科(串本校舎)	2	80
	国際教養科(串本校舎)	1	40
	普通科(古座校舎)	2	80
新宮	普通科	7	280
新翔	総合学科	4	160
合計		198	7,920

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち2クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 田辺高等学校自然科学科

※2 大成高等学校美里分校は、平成22年度から海南高等学校美里分校に校名変更する。

別表第2(第2項関係)
〔定時制の課程〕

学校名	学科名	学級数	定員
※3 紀の川	普通科	昼間 2	70
		夜間 1	30
粉河	普通科	夜間 1	40
※3 青陵	普通科	昼間 2	70
		夜間 1	30
	情報会計科	夜間 1	30
和歌山工業	機械電気科	夜間 1	40
	建築科	夜間 1	40
※4 海南(本校及び下津分校)	普通科	夜間 1	40
耐久	普通科	夜間 1	40
日高	普通科	夜間 1	40
※3 南紀	普通科	昼間 1	35
		夜間 1	30
(周参見分校)	普通科	夜間 1	30
新宮	普通科	夜間 1	40
合計		17	605

※3 単位制高等学校である紀の川、青陵及び南紀(本校)の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

※4 定時制課程の海南高等学校下津分校は、合格者の希望状況により、学級を開設する。

別表第3(第3項関係)
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
紀の川	普通科	特に定めない。
陵雲	普通科	

公 告

公 告

平成21年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりである。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

受験番号

2101 2102 2103 2106 2107 2108

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市貴志川町丸栖字川田1010番、1011番、1012番、1013番
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英

正 誤

正 誤

平成21年3月31日付け和歌山県報号外（6）和歌山県規則第27号中

ページ	誤	正
5	別表第2の2（第3条関係）	別表第2の次に次の1表を加える。 別表第2の2（第3条関係）
	別表第3（第3条関係）	別表第3中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同表を別表第4とし、同表の前に次の1表を加える。 別表第3（第4条関係）